

東京高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 不当利得返還請求控訴事件

国側当事者・国

令和5年4月12日棄却・上告

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、令和4年1月13日判決、本資料272号・順号2022-1）

判 決

控訴人	X株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	中田 祐児
同	小泉 博嗣
同	島尾 大次
同	高木 誠一郎
同	益田 歩美
同	柴谷 亮
同	美馬 和仁
被控訴人	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
同指定代理人	奥江 隆太
同	濱辺 希
同	神山 ひな
同	横川 幸司
同	副田 大喜

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 主位的請求

被控訴人は、控訴人に対し、2585万5200円及びこれに対する平成29年3月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 3 予備的請求

被控訴人は、控訴人に対し、2585万5200円及びこれに対する平成30年4月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（以下、略称は、特記しない限り、原判決の例による。）

- 1 本件は、控訴人が、株式会社B（B社）との取引に基づき別法人である株式会社C（C社）名義の普通預金口座（本件口座）に2585万5200円（本件金員）を振り込んだところ、被控訴人（東京国税局の徴収職員ないし東京国税局長）は、控訴人がB社及びC社の詐欺又は控訴人の錯誤により本件金員を振り込んだことについて悪意であったか又は重大な過失によりこれを知らなかったにもかかわらず、B社の国税滞納を理由として、本件金員相当額を含む本件口座に係る本件預金債権に対する差押え、取立てを行い、配当を受けたのであるから、法律上の原因なく、控訴人の財産によって利得を受け、そのために控訴人に損失を及ぼしたなどと主張して、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、2585万5200円、及びこれに対する附帯請求として、主位的には、民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）704条に基づく利息返還請求権に基づき、被控訴人の利得の日である平成29年3月28日から支払済みまで、予備的には、履行遅滞に基づく遅延損害金請求権に基づき、弁済期後である平成30年4月5日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで、いずれも民法所定の年5分の割合による金員の支払を求めた事案である。
- 2 原審は、控訴人の主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却した。そこで、控訴人が、原判決の全部を不服として、控訴を提起した。
- 3 「前提事実」、「争点及び争点に関する当事者の主張」は、原判決を以下のとおり補正し、当審における当事者の補充主張を後記4のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決3頁16行目の「平成29年2月1日」を「平成29年2月1日付けで」に、同26行目から同4頁1行目にかけての「2520万円」を「2520万円」にそれぞれ改め、同4頁1行目の「注文書」の次に「(以下「本件注文書」ということがある。)」を加える。
 - (2) 原判決4頁14行目末尾に行を改めて以下のとおり加える。

「ウ 本件口座の残高は、平成29年2月20日の取引終了時は344万9095円であったが、同月24日、O株式会社から合計460万4871円が、被控訴人から2585万5200円（本件金員）が、同月27日に1万3824円が、同年3月1日に有限会社Jから42万9840円が、株式会社Pから361万0224円が、それぞれ本件口座に入金されたほか、同日までに少額の出金が繰り返された結果（出金額合計47万6872円）、本件差押え等の直前では3748万6182円となっていた（甲3、50、乙10の1）。」
 - (3) 原判決4頁20行目の「本件口座残高3748万6196円相当」を「本件口座残高3748万6182円」に改め、同21行目の「利息」の次に「14円」を、同行目の「支払請求権」の次に「(本件預金債権)」を、同23行目の「全額を」の次に「債権者（東京国税局長）に」をそれぞれ加える。
 - (4) 原判決6頁12行目の「ア B社とC社は、」を次のとおり改める。

「ア 発注の事実を偽った詐欺又は控訴人の錯誤（発注の詐欺錯誤）
B社及びC社は、」
 - (5) 原判決6頁16行目の「イ また、B社及びC社は、」を次のとおり改める。

「イ 本件口座の名義人を偽った詐欺又は控訴人の錯誤（口座名義の詐欺錯誤）
B社及びC社は、」
 - (6) 原判決6頁23行目の「民集50巻5号1267頁」の次に「(以下「平成8年判決」ということがある。)」を加える。

(7) 原判決7頁13行目冒頭から同19行目末尾までを以下のとおり改める。

「控訴人は、本件差押え等によりB社が納期どおりに納品できなくなったことを理由として取引を解約したにすぎない。控訴人の主張は、これを裏付ける十分な証拠があるとはいえない上、客観的証拠とも整合せず、自らの主張とも相容れないため、本件金員の振込時点において欺罔行為や錯誤があったとは認められないから、控訴人がB社及びC社から本件金員を騙し取られたということはできない。」

(8) 原判決8頁4行目冒頭から同5行目末尾までを以下のとおり改める。

「(3) 控訴人の損失と被控訴人の利得との間に不当利得の成立に必要な因果関係が認められるか(以下「争点(3)」という。)、及び、被控訴人は、控訴人が本件金員を騙し取られたことについて、悪意又は重大な過失によりこれを知らずに本件差押え等をしたとして、被控訴人の利得には法律上の原因がないといえるか(以下「争点(4)」という。)」

4 当審における当事者の補充主張

争点(3)(控訴人の損失と被控訴人の利得との間に不当利得の成立に必要な因果関係が認められるか。)及び争点(4)(被控訴人は、控訴人が本件金員を騙し取られたことについて、悪意又は重大な過失によりこれを知らずに本件差押え等をしたとして、被控訴人の利得には法律上の原因がないといえるか。)について

(控訴人の補充主張)

(1) 昭和49年判決との関係について

ア 昭和49年判決は、甲が、乙から騙取した金銭を、銀行に預け入れてから、これをもって自己の丙に対する債務の弁済にあてた場合であっても、社会通念上乙の金銭で丙の利益をはかったと認めるに足りる連結があるとしており、甲が、乙を欺いて、乙をして甲名義の銀行口座に振り込ませた場合であっても、騙取金を銀行口座で保管したという実態に違いはなく、昭和49年判決の射程は及ぶ。したがって、本件金員が本件口座に振り込まれて預金となった時点において騙取金としての性格が切り離され、社会通念上の因果関係が認められないとした原判決は誤っている。

イ 昭和49年判決は、法律上の原因の不存在の要件については、丙が金銭を受領するにつき悪意又は重大な過失があるか否かのみを問題としており、甲が丙に金銭を支払ったか、丙が差し押さえて甲から金銭を回収したかなどの受領の経緯については問題にしていない。形式的な直接の因果関係ではなく、より実質的な社会通念上の因果関係を認めるという昭和49年判決の趣旨からしても、滞納国税の消滅という経済的効果は変わらないにもかかわらず、任意の弁済では不当利得上の因果関係が認められるのに、強制的な徴収では認められないということは昭和49年判決に反する。

ウ 判例は、民事執行法上の強制執行による債権差押えと国税徴収法による滞納処分による債権差押えを、法的性質・法的効果において区別していないから、滞納処分であることや、国税の衡平な徴収を図るという公益目的であること等を強調して、本件について、昭和49年判決の射程が及ばないとはできない。

(2) 平成8年判決との関係について

平成8年判決は、誤振込の事案について、一旦振込みがあれば、原因となる法律関係の存否にかかわらず、受取人と銀行との間に普通預金契約が成立することを述べるにすぎず、かえて、振込依頼人が受取人に対して振込金額と同額の不当利得返還請求権を行使できるこ

とを認めている。したがって、本件口座が帰属するB社が銀行に対して振込金額相当の本件預金債権を取得することを理由に、本件預金債権が実質的に控訴人からの騙取金であるということはできないとした原判決は誤っている。

(3) 悪意重過失について

昭和49年判決は、有価証券の即時取得の主観的要件を、不当利得の法律上の原因に転用したものに他ならないから、有価証券の即時取得の場合の譲渡人の手形所持に「疑念を懐いて然るべき事情」を、騙取金銭による弁済の場合に置き換えて悪意又は重大な過失を検討すべきである。

(被控訴人の補充主張)

(1) 昭和49年判決との関係について

昭和49年判決は、騙取者が騙取金により債権者に対する弁済をした場合を前提とした事例判決であるから、その射程が、債権者である国が、国税債権の滞納処分として、騙取者とされるB社に帰属する預金債権を差し押さえ、これを取り立てた本件に及ばないことは明らかである。

(2) 平成8年判決について

原判決は、本件預金債権は、控訴人が騙し取られた本件金員が原資となっていたとしても、B社が取得するから、被控訴人による国税の徴収について法律上の原因がないとはいえない旨を判示したにすぎず、控訴人がB社に対して不当利得返還請求権を有しないなどと判示したものではない。

(3) 悪意重過失について

控訴人の主張する発注の詐欺は、契約当事者内部の事情であって第三者からうかがい知ることとはできず、現時点においても、被控訴人において容易に認識することとはできないから、本件差押え等において差し押さえた債権が詐欺被害に基づくものであるとしても、徴収職員が知らなかったことについて、悪意と同視すべき注意義務違反は存在しない。

控訴人が主張する事情については、①Eの経済的困窮等は、控訴人の憶測にすぎないし、東京国税局の徴収職員は、EがB社の代表取締役を解任された後も取締役であったことから、Eと交渉を続けたものの、B社から納付を受けた小切手の決済に係る説明が事実と異なっていたため、それ以後の交渉を拒絶したのであって、これらの事情が直ちに本件金員に係る取引が不正であることをうかがわせるものであるとはいえない。②被控訴人は、取立て時まで、B社が所有していた印章の名義人の一部については別会社を通じて取引があることを確認しており、B社がG病院やHの印章を所持していたことが、控訴人が主張する発注の詐欺とどのように結びつくのかを知ることが不可能であった。③本件金員に係る取引はLED照明の売買であり、B社とIの間のファクタリング取引とも全く異なる形態の取引であって、被控訴人は、当該売買取引が架空であることをうかがわせるような文書の存在を把握しておらず、被控訴人の差し押さえた印章の名義人が直ちに控訴人の主張に結びつくものでもなかった。④被控訴人は、取立て時点において、控訴人代表者から、取引の相手方はB社であり代金を前払いしたこと及びEに対して返金を求めていることにつき説明を受けていたところ、送金先が必ずしも取引相手名義の預金口座でないことや、取引先が国税局による調査対象となったことにより、債務の履行が不確実であると考えて返金を求めることもよくあることであり、取引金額が高額であることをもって、その取引が詐欺であるとの疑念を抱くべきであ

るとすることには無理がある。

したがって、B社が本件金員を適法に所持することについて、控訴人が主張する「疑念を抱いて然るべき事情」は存在しないこと、東京国税局の徴収職員は、本件預金債権がB社に帰属する財産であることを認定するために十分な財産調査を尽くしていること、取引が詐欺であるか否かについては法令上の調査権限がなく、事実上も調査することは不可能であったから、被控訴人は、控訴人の主張する発注の詐欺について、悪意でないことはもちろん、これを認識しなかったことについて重過失があるということもできない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の主位的請求及び予備的請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、以下のとおり原判決を補正し、後記2のとおり当審における当事者の補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」第3の1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決13頁5行目から同6行目にかけての「(甲50、弁論の全趣旨)」を「(甲11、50、弁論の全趣旨)」に、同14行目の「平成29年2月1日、」を「平成29年2月1日付けで」に、同15行目の「(甲2、77)」を「(甲2、30の1・2、71の1・2)」にそれぞれ改める。

(2) 原判決14頁2行目の「原告に対し、」の次に「依頼の書類一式を送るとして、」を、同4行目の「注文書」の次に「(本件注文書)」をそれぞれ加え、同22行目の「個人の印章」を「個人(「H」を含む。)の印章」に、同26行目の「本件口座残高3748万6196円相当」を「本件口座残高3748万6182円及び同日までの利息14円相当」にそれぞれ改める。

(3) 原判決15頁15行目から同16行目にかけての「C社に変更された認識はないこと」の次に「、B社の製品をG病院に納品するためB社に本件金員を前払いしたこと」を、同行目末尾に「また、控訴人は、東京国税局の徴収職員に対し、G病院の案件について、本件金員相当額を本件口座に振り込むようB社から請求を受けた平成29年2月22付け請求書(甲40)の写しをファクシミリ送信したが、H名下の記名押印のある本件注文書(甲39)は送信しなかった。」をそれぞれ加える。

(4) 原判決15頁20行目の「、B社と取引実績があること」を「B社との間で、同年2月28日に代金の振込手続をし、同年3月8日に納品を受けた取引実績があること」に改める。

(5) 原判決16頁23行目末尾に行を改めて以下のとおり加える。

「(8) 控訴人は、平成29年3月6日、Eと打合せを行い、Eとの間で、G病院第3期LED化改修工事につき、受注予定のため、資材その他を手配するために前金を支払ったが、納期に問題があるため、控訴人において取扱いをやめること、B社又はC社及び控訴人から被控訴人に対して本件金員を控訴人に返還するよう申請することなどを確認する内容の覚書を作成した(乙37)。また、控訴人は、東京国税局長に対し、同年5月25日付け再調査請求及び異議申立て(前記前提事実(5)イ)において、本件差押え等の取消し又は解除を求める理由として、B社に対する租税債権でC社の財産を差し押さえたこと、本件口座への本件金員の振込みは、C社の斡旋した販売先との製品売買の契約が成立したという誤信に基づくもので、本件金員は控訴人固有の財産である旨主張し、上記再調査請求及び異議申立てに添付した「B社の照会書の回答と弊社のお願い」と題

する文書においても、本件金員の振込みの相手方はC社であること、G病院での最終仕様が未決定で、同病院からC社に対して注文書が発行されず、金額も仕様も確定されていないにもかかわらず、C社が早まって控訴人に対して請求書を作成し、控訴人が誤って振り込んだもので、C社に入金された本件金員は控訴人固有の財産であるなどと記載した（乙19）。」

（6）原判決16頁24行目の「（8）」を「（9）」に改め、同行目の「Iに対し、」の次に「平成27年5月頃、」を加える。

（7）原判決17頁2行目末尾に行を改めて以下のとおり加える。

「（10）控訴人は、原審においても、当初、再調査請求及び異議申立てと同様の主張をしていたが、平成30年11月21日付け原告第1準備書面において初めて、B社がHの印影と本件注文書を偽造し、これを控訴人に対して示すことにより、G病院が控訴人に対して商品を発注したものと誤信させ、本件金員を詐取した旨主張した。」

（8）原判決17頁16行目から同17行目にかけての「G病院は、原告の問合せに対して発注の事実を否定していること」を「G病院は、控訴人の申出に基づく弁護士法23条の2による照会に対し、同病院が本件注文書を作成した事実及び同記載内容の発注をした事実をいずれも否定するとの回答をしたこと」に、同20行目の「注文書」を「本件注文書」にそれぞれ改める。

（9）原判決19頁15行目冒頭から同17行目末尾までを以下のとおり改める。

「4 争点（3）（控訴人の損失と被控訴人の利得との間に不当利得の成立に必要な因果関係が認められるか。）及び争点（4）（被控訴人は、控訴人が本件金員を騙し取られたことについて、悪意又は重大な過失によりこれを知らずに本件差押え等をしたとして、被控訴人の利得には法律上の原因がないといえるか。）について」

（10）原判決20頁1行目の「上記のような預金の性質上、」から同23行目末尾までを以下のとおり改める。

「上記のような預金の性質上、振込みの原因となる法律関係がなかったときは、振込依頼人が受取人に対して不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、振込依頼人と振込先口座を開設・管理する金融機関との間では、振込みの原因となる法律関係の影響を受けることなく、本件口座が帰属するB社がD銀行に対して本件預金債権を取得するというべきである。また、徴収職員は、債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえる必要がないと認めるときを除き、その全額を差し押さえないとされている（国税徴収法63条）から、被控訴人が、B社の滞納している国税の徴収のため、国税徴収法に基づき、本件金員を原資に含む本件預金債権全額について本件差押え等を行ったことは、B社の財産に対する徴収手続として適法かつ有効なものといえ、本件差押え等により、被控訴人が国税の徴収をしたことが、控訴人と被控訴人との関係において、直ちに法律上の原因を欠くということとはできない。

（2）これに対し、控訴人は、騙取者が被騙取者を欺いて自己名義の銀行口座に振込送金させたことにより取得した預金債権を、騙取者の債権者が国税徴収法による滞納処分として差し押えた場合であっても、昭和49年判決の射程が及び、債権者の利得と被騙取者の損失との間に社会通念上の因果関係が認められるなどと主張する。

そこで検討するに、昭和49年判決は、金銭の騙取者甲が、被騙取者乙からの騙取金を

もって自己の債権者丙に対する債務の弁済にあてた場合、騙取金をそのまま債権者丙の利益に使用するか、これを銀行に預け入れるなどしてから債権者丙のために使用するかを問わず、社会通念上被騙取者乙の金銭で債権者丙の利益をはかったと認めるだけの連結があるときは、被騙取者乙の損失と債権者丙の利得との間には、不当利得の成立に必要な因果関係があると解すべきであり、また、債権者丙が騙取者甲から上記の金銭を受領するにつき悪意又は重大な過失があるときには、債権者丙の上記金銭の取得は、被騙取者乙に対する関係においては法律上の原因がなく、不当利得となるものと判示している。その趣旨は、騙取された金銭は、金銭の特殊性により、形式的には騙取者に帰属するが、実質的には、なお騙取された者に帰属しているとみることができ、騙取者が、その騙取金を使用して自己の債権者である丙に対して弁済した場合など、社会通念上被騙取者乙の金銭で債権者丙の利益をはかったと認めるだけの連結があるときは、不当利得の成立に必要な因果関係が認められ、弁済受領者がそのことについて悪意又は重過失がある場合には、不当利得との関係では、なお有効な弁済とはならず、利得者が被騙取者に対し返還義務を負うと解することが不当利得制度の趣旨である公平の理念に合致するというところにあるものと解される。

これを本件についてみるに、前記前提事実及び認定事実によれば、①B社は、被控訴人に対し、本件金員をもって任意に弁済したのではなく、被控訴人が、国税徴収法等の法の規定に基づき、国税の公平な徴収を図ることを目的に、B社に帰属する本件口座に係る本件預金債権の全額について、強制的に本件差押え等を行ったものであること、②本件金員の振込み後、本件差押え等の前に、合計47万6872円の出金があったが、当該出金分については、別途工面した金銭による補填等の措置は講じられなかったこと（前記前提事実（3）ウ）などの事情が認められるから、本件は昭和49年判決とは事案を異にし、騙取者であるB社及びC社が、騙取金を使用して自己の債権者である被控訴人に対して弁済したとはいえず、社会通念上被騙取者である控訴人の金銭で被控訴人の利益をはかったと認めるだけの連結があるともいうことができない。

したがって、本件においては、社会通念上の因果関係を認めることはできない。

- （3）ア この点を措くとしても、控訴人は、前記第2の2（3）（原告の主張）ウ（ア）ないし（サ）の各事情を踏まえれば、被控訴人は、B社から本件預金債権を取り立て、配当金を受領する時点で、控訴人がB社及びC社から本件金員を騙し取られたことにつき悪意であり、仮に悪意でなかったとしても、少なくとも重大な過失があるから、被控訴人の本件金員の取得は法律上の原因を欠くなどと主張する。

イ 確かに、前記認定事実及び後掲証拠によれば、被控訴人（徴収職員）は、平成29年3月28日に本件差押え等による配当を受領するまでの間に、①B社が3488万円以上の国税を滞納しており、Eは、同社の代表取締役を解任された後もB社又はC社の関係者として活動していたことを認識し、②同年2月16日には、B社が平成27年5月頃からIとファクタリング取引を継続していたことを認識し（甲52）、③平成29年3月1日には、B社が複数の電力会社の事業部門や「G病院」を含む12社の印章及び「H」名義を含む個人の印章を保管していたことを認識し（甲55）、④同月6日には、控訴人がEに対して本件金員相当額の返還を求めたことを認識し（乙16）、⑤同月16日までに、Iを債権者、C社を債務者、Mほかを第三債務者とする債権仮差押決定において、請求債権として、B社が売掛債権を有

する売掛先として6社が記載されていたことを認識していたこと（乙12の1、13の1）、上記6社は、B社が保有していた印章の名義人の一部であること（甲55）が認められる。

ウ しかしながら、他方、前記前提事実及び認定事実によれば、被控訴人が本件差押え等に係る配当金を全額受領した平成29年3月28日の時点では、①控訴人は、東京国税局の徴収職員に対し、B社から偽造の注文書を示されて本件金員を騙し取られたなどの主張をしていなかったことはもとより、B社から注文書の提示を受けたとの主張すらしていなかったこと、②かえって、控訴人は、同年3月6日の時点では、製品が納入されないと困るので前払いした代金をEに返金するよう求めたが、本件差押え等により返せなくなったとの説明を受けたと述べるにとどまること（乙16）、③少なくともG病院については、過去にB社との間で取引実績があったこと、④被控訴人は、同年3月2日以降、B社との取引状況に関する調査を行ったところ、取引がない旨回答した会社もあったものの、K、L、Mは取引がある旨、有限会社Jも平成29年2月28日から同年3月8日にかけて正常な取引実績があり代金を本件口座に振り込んだ旨をそれぞれ回答したほか、直接取引のない会社でも、別会社を通じて取引があった旨を回答した会社もあったことが認められる。

エ 前記ウの認定事実を照らすと、前記イの認定事実及び控訴人が前記第2の2（3）（原告の主張）ウ（ア）ないし（サ）において種々主張する事情によっても、被控訴人（東京国税局長）が、本件差押え等による配当を受領した時点において、控訴人が、真実はG病院が発注していないにもかかわらず、偽造の本件注文書を示されるなどして発注があったと誤信して本件金員を振り込んだ事実を認識していたことを認めることはできないことはもとより、同事実を容易に認識することができたとも認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、被控訴人が、B社から本件預金債権を取り立て、配当金を受領する時点で、控訴人がB社及びC社から本件金員を騙し取られたことについて悪意であるといふことはできず、重大な過失によりこれを知らなかったということもできない。

以上より、被控訴人の本件金員の取得が法律上の原因を欠くとする控訴人の主張は、理由がない。」

2 当審における当事者の補充主張に対する判断

（1）争点（3）及び争点（4）について、控訴人は、①昭和49年判決は、甲が、乙から騙取した金銭を、銀行に預け入れてから、これをもって自己の丙に対する債務の弁済にあてた場合であっても、社会通念上乙の金銭で丙の利益をはかったと認めるだけの連結があるとしており、本件金員が、本件口座に振り込まれて預金となった時点において騙取金としての性格が切り離され、社会通念上の因果関係が認められないとした原判決は誤っていること、②昭和49年判決は、甲が丙に金銭を支払ったか、丙が差し押さえて甲から金銭を回収したかなどの受領の経緯については問題にしておらず、滞納国税の消滅という経済的効果は変わらないにもかかわらず、任意の弁済では不当利得上の因果関係が認められるのに、強制的な徴収では認められないということは昭和49年判決に反することなどと主張する。

（2）しかしながら、上記（1）①及び②の点につき、甲が、乙から騙取した金銭を銀行に預け入れた後、これを払い戻して現金を交付する方法又は振込送金をする方法等によって自己の

丙に対する債務の弁済にあてた場合には、甲の意思及び行為を介し、社会通念上乙の金銭で丙の利益をはかったと認めるだけの連結が認められるとしても、本件においては、B社が、控訴人を騙して本件口座に本件金員を振り込ませたものの、その後、本件金員は銀行に預け入れられたままの状態、B社に帰属する本件口座に係る預金債権の一部となっているにすぎず、これをB社の債権者である被控訴人が差し押さえたとしても、B社の意思と行為は介在せず、B社が社会通念上控訴人の金銭で被控訴人の利益をはかったと認めるだけの連結があったということとはできない。

したがって、本件においては、社会通念上の因果関係を認めることはできない。

- (3) この点を措いて、仮に、社会通念上の因果関係が認められるとしても、本件における認定事実に照らすと、控訴人が前記第2の2(3)(原告の主張)ウ(ア)ないし(サ)において種々主張する事情を斟酌しても、被控訴人が、本件差押え等による配当を受領した時点において、控訴人が、真実はG病院が発注していないにもかかわらず、偽造の本件注文書を示されるなどして発注があったと誤信して本件金員を振り込んだ事実を認識していたことを認めることはできないことはもとより、同事実を容易に認識することができたとも認めることはできず、結局、悪意又は重大な過失により知らなかったと認めるに足りないことは、前記第1において引用する原判決「事実及び理由」第3の4(3)において説示したとおりである。

これに対し、控訴人は、昭和49年判決は、有価証券の即時取得の主観的要件を、不当利得の法律上の原因に転用したものに他ならないから、有価証券の即時取得の場合の譲渡人の手形所持に「疑念を懐いて然るべき事情」を、騙取金銭による弁済の場合に置き換えて悪意又は重大な過失を検討すべきであるなどと主張する。しかしながら、有価証券の即時取得の場合における悪意又は重過失の要件と、本件における不当利得返還請求権が発生する要件である悪意又は重過失の要件とを同列に論じるべき根拠は明らかでないから、控訴人の上記主張は、その前提を欠くものであって、採用することができない。

第4 結論

以上の次第で、控訴人の主位的請求及び予備的請求はいずれも理由がないからこれらを棄却すべきであるところ、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 大竹 昭彦

裁判官 武田 美和子

裁判官 押野 純